



市区町村の自衛隊への住基情報提供は違法

前田定孝（三重大学）

はじめに

全国の市区町村で18歳または22歳の住民の個人情報、自衛隊の求めに応じて、その募集に用いるために提供する例が増えている。今に始まった話でもないが、今回の特徴は、多くの市町村で従来の住民基本台帳の閲覧にかえて、市が該当年齢の住民を抽出して自衛隊に提供していること、議会や、あるいは個人情報保護審査会でも審議の対象となっていないということである。

冷静に考えて、個人情報の保護の観点からこのような取扱いに疑義はないのか。職場等で考えていただきたいところである。

1 気づかれず、問題にされずに名簿提供

きっかけは、2019年2月13日の、当時の安倍首相による募集への自治体の非協力は残念との国会答弁であった。

これを受けて、2020年度までは、自衛隊が募集案内の送付をするため、毎年度、住民基本台帳法第11条第1項に基づいて、区役所で住民基本台帳を閲覧し、募集対象者の氏名、住所、性別、生年月日を書き写していた。これに対して2021年度から、自衛隊の地方協力本部からの依頼に基づいて、市町村が募集対象者情報を提供することになり、提供方法として、「対象者の氏名、住所を記載した宛名シールで行」うとされる（岡山市）。

2020年12月18の閣議決定「地方からの提案等に関する対応方針」がそのきっかけである。さらにその後2021年2月5日、「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」という防衛省と総務省の市町村宛通知が発出された。そこでは、「資料の提出

は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができる」、および「必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」と記載された。

「求めることができる」および「法律上、特段の問題を生じるものではない」との記載により、各市町村は、市によっては〈市民部の判断〉で特段の疑義をはさまずに情報提供できると判断したようである。このため、総務部への照会もなく、したがって個人情報保護審査会の議題ともされず、また議員等も知ることなく、粛々と個人情報の提供が行われているように思われる。

はたしてこのような取扱いは妥当か——この問いかけが、本稿の問題提起である。

自衛隊法第97条第1項は、市町村が自衛隊員の募集に関する事務の一部を行うとし、第2項は、事務の一部について協力を求めることができるとする。また同法施行令第120条は、募集に必要な資料の提出を求めることができるとする一般的規定である。従来多くの市町村が実施してきた自衛隊員募集への協力に際し、一般的な資料提出を求める以上の定めは自衛隊法令に存在しない。

これまで自衛隊は、住民基本台帳から対象者を閲覧・転記して一覧表を作成してきたという。しかし住民基本台帳法には、市町村の目的外利用や外部提供を認める規定はない。したがって、自衛隊がどう協力要請しようと、自衛隊法令および住基法を根拠に、市町村に

対して住基台帳記載の個人情報の提供を「求めることができる」とはならないはずである。各自治体の個人情報保護条例の定めと運用が問題なのである。

2 個人情報の自衛隊への提供の根拠

法的問題は、『住民と自治』2月号本誌に掲載される予定であるので、本稿では各自治体の担当レベルでの留意点について問題提起したい。

(1) 個人情報の外部提供の仕組み

個人情報保護条例は、その自治体の保有する個人情報の適正な取り扱いを義務付け、住民の人権保障と自治体の公正な運営を両立させつつ、個人情報の収集、管理、利用および外部提供を厳密に制限する。個人情報の利活用は、そもそも当該事務遂行の限りでしか許されないのである。実施機関内部においても、この範囲を超えて利用してはならず、まして外部提供してはならない。例外的に、あらかじめ定められた除外条項に該当する場合、その禁止が解除される。

このような観点から今回の個人情報の提供を見ると、そもそも自衛隊法令は、一定の属性を有する住民情報の提供を認めているのかどうか気になる。

(2) 自衛隊法令は根拠法規たりうるか

住基法に記載された個人情報の一部を自衛隊に提供している市町村のほとんどは、「法令の定め」か、あるいは「公益上必要があるとき」を根拠としている。

しかしながら、上記通達で「法令の定め」として「資料の提出」に「協力を求めることができる」、あるいは「防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができる」とされていたとしても、それがただちに「住民基本台帳の一部の写しの提出」を意味するわけではない。そもそも、「法令の定め」に「資料の提出」とあるからといって、その「資料」として、個人名とその住所とが一体となった名簿やタックシールを提供しなければならないとなるのだろうか。

また、「住民基本台帳法上、特段の問題を生

ずるものではない」とあるからといって、住基法上は第11条は「国の請求による閲覧」しか認めていないのであって、文書を作成して提供することは想定されていない。

提供を認める例として災害対策基本法第49条の11第2項は、「災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより」外部諸機関に名簿情報を提供できるとする。この場合は、法律でかなり詳細なしばりをかける。

国が全国一律に通知をかけたとしても、それによって一律に「横並び」するのではなく、各自治体が自分で適切に価値判断することこそが「地域住民の繁栄」につながる自治体の姿勢であり、自治体労働者に求められるスタンスではないだろうか。

個別的な要請があった場合と同様に、慎重な判断が求められるのであって、住民基本台帳という自治体が保有する文書に記載された個人情報を自衛隊法令の規定があるからといって、市町村はただちに禁止を解除しなければならないわけではない。

(3) 個々の住民の権利保護と情報管理

各自治体は、個々の住民が国家によってその個人情報を不必要に取得される可能性だけでなく、提供後にその情報が適切に管理されるのか否かにも目を配る必要がある。

その情報が文書で提供された場合、情報が一人歩きするおそれはないのか。そこでは、そのさらなる目的外使用を防ぐために、自衛隊と適正管理を求める協定を締結することも考えられるべきであるし、自己の情報を自衛隊に提供されたくない個人に対する配慮も課題である。

おわりに

自衛隊員募集のために住民の住基台帳に記載された情報の自衛隊への提供は法令に根拠がなく、その後どのように管理されるのかの保障もない。国が通達で一律に縛りをかけたからとしても、職場レベルで「団体自治」の精神での検討が求められる。